別表六(ハ)の表中「((3)≧0.01又は0.005)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)」を「((3)≧0.01)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)」に、「各通算法人の当期償却費総額の合計額の30％相当額 (6)×30/100」を「当期償却費 (6)×30/100 総額基準額 又は40/100」に改め、同表の記載要領第１号中「特例)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を加え、「対象年度（同法第42条の13第５項に規定する対象年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当する適用対象事業年度（同法」を「租税特別措置法」に、「をいう。）」を「である同法第42条の13第５項に規定する対象年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、同条第７項第２号の規定により同条第５項に規定する対象年度とされた事業年度。以下この記載要領において「対象年度」という。）」に、「同法第42条の13第１項第１号」を「同条第１項第１号」に、「同法第42条の13第７項第３号」を「同条第７項第３号」に、「次号(2)」を「次号(2)イ(i)及び(ii)」に改め、同第11号中「「((3)≧0.01又は0.005)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)　(4)」を「「((3)≧0.01)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)　(4)」に改め、同号(1)中「又は0.005」を削り、同号(2)を次のように改める。

(2)　次に掲げる場合に該当する場合　「、((1)＞(2))」を消すこと。

イ　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度である場合において、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

(i)　当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、同表「５」の数が2,000人を超える場合

(ii)　「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額（別表十八(二)「11の計」）（マイナスの場合は０）」(12)の金額が０を超える場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度（租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する合併等事業年度をいう。第４号において同じ。）に該当する場合

ロ　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日前に開始した事業年度である場合において、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

(i)　当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合

(ii)　イ(ii)に掲げる場合

別表六(ハ)の記載要領第五号を同第六号とし、同第四号中「(当該」の次に「通算法人の」を加え、同号を同第五号とし、同第三号中「対象年度が租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する」を「通算法人の対象年度が」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　「当期償却費総額基準額 (6)×30又は40/100　(7)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　(2)に掲げる場合以外の場合　「又は40」を消すこと。

(2)　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度である場合において、前号(2)イ(i)及び(ii)に掲げる場合のいずれにも該当するとき　「30又は」を消すこと。

別表六(ヘ)の表を次のように改める。